

「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会実施要領(案)

(趣 旨)

第1 「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」(以下「県民総参加運動」という)のあり方について検討するため、あり方検討会を設置する。

(組 織)

第2 あり方検討会は、推進会議委員、生産者、事業者、消費者及び県職員の中から7人以内で構成する。

(検討事項)

第3 あり方検討会は、下記の事項について検討する。

- (1) 食の安全安心消費者モニターについて
- (2) 食の安全安心取組宣言事業について
- (3) 県民総参加運動について
- (4) その他

(座長及び副座長)

第4 あり方検討会に座長及び副座長を置き、構成員の互選により定める。

- (1) 座長は、会務を総理し、あり方検討会を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 あり方検討会は、座長が招集し、座長が議長となる。

(推進会議への報告)

第6 あり方検討会で検討された内容については、必要に応じて「みやぎ食の安全安心推進会議」へ報告する。

(その他)

第7 この要領に定めのない事項については、構成員の承諾を得て、別に定める。

(事務局)

第8 あり方検討会の事務局は、食と暮らしの安全推進課内に置き、食品企画班が担当する。

附 則

この要領は、平成22年5月19日から施行する。